

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【概要】

●調査時期

令和6年5月

●調査対象

千葉県内の全自治体 53自治体

回答自治体数 49自治体

●公立保育所の民営化実施状況

これまで公立園を民営化したことがある自治体 15自治体（45施設）

●民営化の方法

- ・民間移管 39（指定管理や業務委託を経て、現在民間移管となったものを含む）
- ・指定管理 6
- ・業務委託 0

●主な利用保護者への対応

- ・保護者説明会
- ・保護者、事業者、市による三者協議会の開催
- ・転園希望者への優先的な転園の実施
- ・入園希望者へあらかじめ説明を行う
- ・市長対話

●民営化による主な効果

- ・財政的なメリット（施設の建て替え・改修に係る費用や運営費用に、国・県の交付金を活用できる）
- ・削減された財源を活用した保育の質の向上に資する取り組みや他の子育て施策への分配
- ・保育時間の延長や、民間ならではの特色ある保育の提供による保育サービスの向

上

- ・ 保育以外のサービスの拡充による市民サービスの向上
- ・ 職員の再配置による他園の職員数の増

● 民営化により生じた主な課題

- ・ 保育士の退職により保育園の運営が不安定になり、保護者へも不安を与えた。
- ・ 幼児教育・保育の無償化により市の財政負担が増となった（指定管理）
- ・ 保育方針の違い、指導・監督の難しさ
- ・ 市の単独補助の実施などから短期的にコストアップした。
- ・ 保護者負担が大きくなった（市が補助を実施し、負担軽減を図った）
- ・ 経営方針等の転換による事業撤退のリスクがあるため、契約時に入念な協議を要する。
- ・ 民営化当初は保護者の中に嫌悪感があった。
- ・ 保護者の声が市に届きにくくなった。定期的な情報共有や意見交換会が必要。
- ・ 特になし（23施設）

【参考資料】施設の民営化の種類

民営化の手法には、以下の3つの種類がある。

- ①業務委託：施設運営を委託
- ②指定管理者制度：施設運営と施設管理を委託
- ③民間移管：施設運営・施設管理とも事業者に移管

それぞれの種類ごとの特徴は以下のとおり。

① 業務委託

保育施設の運営業務のみを民間に委任するもの。

業務の内容は、市が仕様書等により決定し、事業者は原則として市の決定に従い運営を行う。

また、施設の維持・管理は全て市が行うため、それらに係る事務負担や費用負担は市が負う。

② 指定管理者制度

運営に関する業務と施設の管理を一括して事業者にアウトソーシングするもの。

市の定める条件の範囲内で事業者の柔軟な運営が可能。

一般的な施設管理（一般的な維持管理や簡易な修繕等）は事業者が行うため、業務委託と比較して施設管理の事務負担を小さくなるが、必要な費用は指定管理料に含めるため、費用面でのコストカットは期待できない。また、大規模な修繕や改修工事は市が行う。

③ 民間移管

施設の土地・建物を民間事業者に譲渡又は貸与し、事業者が施設の運営を行うもの。

運営主体が事業者となるため、運営に事業者の主体性の発揮が期待できる一方、運営基準や保育指針の範囲内で行われているものについて市が強制的な指示や命令を行うことはできない。

また、施設の維持・管理は事業者が行うため、それらに係る市の事務負担や費用負担が大幅に軽減される。

手法	施設所有者	施設管理 (一般的な 維持管理や 簡易な修繕 等)	施設管理 (大規模修 繕等)	運営に対す る市の経費	期間
業務委託	市	市	市	委託費とし て市が負担	契約により 定める期間
指定管理	市	事業者	市	指定管理料 として市が 負担	契約により 定める期間 (白井市で は5年を基 準としてい る)
民間移管	事業者	事業者	事業者	国、県、市 が法定の負 担割合に応 じて支弁	期間の定め はない。

公立保育所の民営化に関する状況調査について

白井市健康子ども部保育課

白井市では、令和5年度より「公立保育所の役割及び体制検討委員会」を設置し、今後の公立保育所の役割と体制について調査・研究を進めています。

現在、当委員会におきまして、「公立保育所の一部民営化」に関する検討を行っているところですが、検討に当たって、委員より、「既に公立保育所の民営化を進めている自治体において、民営化によりどのような効果や課題があったのか、具体的な事例を踏まえて議論を進めていきたい」との意見が挙がりました。

つきましては、貴自治体における公立保育所の民営化の実施状況を参考とさせていただきますたく、本調査へのご協力をお願いいたします。

ご回答いただいた内容は、自治体名等が分からない形でまとめ、会議資料とさせていただきます。

お忙しいところ大変恐縮ですが、6月14日（金）までにご回答をいただきますようお願いいたします。

なお、ご希望の自治体には、取りまとめ結果をご報告させていただきますので、回答共有の可否と、取りまとめ結果の報告希望の有無につきましても、併せてご教示ください。

公立保育所の民営化に関する状況調査（基本情報）

自治体名	
所属課	
回答者氏名	
連絡先	
回答の取りまとめ結果の報告について	
回答共有に可否について	
これまでに民営化した園の数	

※これまでに民営化した園が無い場合、以上で調査は終了となります。

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		A市			B市					C市					
施設名		施設 1	施設 2	施設 3	施設 4	施設 5	施設 6	施設 7	施設 8	施設 9	施設 1 0	施設 1 1	施設 1 2	施設 1 3	
施設の状況等	民営化した園の定員	民営化前	55	80	150	60	80	70	55	60	90(H28)	150(H28)	120(H28)	120	150
		民営化後	70	80	120	60 (R6.80)	80 (R6.120)	70 (R6.110)	55 (R6.80)	60 (R6.70)	90	150	120	120	150
	民営化した園において実施している、保育以外の機能	民営化前	要配慮保育 産休明け保育 地域活動	要配慮保育 産休明け保育 地域活動	要配慮保育 産休明け保育 地域活動							休日保育	子育て支援拠点		
		民営化後	要配慮保育 産休明け保育 地域活動 一時預かり 休日保育	要配慮保育 産休明け保育 地域活動 一時預かり	要配慮保育 産休明け保育 地域活動 一時預かり							休日保育	子育て支援拠点		
	民営化後の土地、建物の所有者	土地	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	その他	その他	その他	自治体	自治体
		建物	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	その他	その他	その他	自治体	自治体
民営化の方法		民間移管	民間移管	民間移管	一定期間の業務委託を経て民間移管へ移行した。					民間移管	民間移管	民間移管	指定管理	指定管理	
民営化の方法	民営化の方法について、その方法を採用した理由を教えてください。	公費を抑えるため、民設民営で建替えを進めており、民間移管以外の手法が馴染まないため。			業務委託と移管を保護者に説明し、意見を参考にした上で業務委託を採用した。業務委託は、仕様書に基づく市との業務委託契約により行われるため、保育内容や行事などが業務委託前とあまり変わらないため。 (現在は民間移管している。)					耐震診断の結果、新耐震基準を満たしておらず、建替えが必要になったことから、国県の整備の交付金の補助対象となる民間移管を採用した。		当該保育所の指定管理者から、施設を市から譲り受け、園舎を建て替えることで保育環境の改善、保育士の環境を整備し、保育士の確保にもつなげたいとの提案があったため。		民間事業者のノウハウを導入することにより、より効果的で多様なサービスの提供が可能となるなどの市民サービスの向上や人件費等の削減が見込まれたため。	
	民営化の検討に当たり、どのような市民参加の手法を用いたか教えてください。	「公立保育所の施設管理に関する基本方針」を策定するにあたり、パブコメを実施した。			学識経験者・民間保育園園長・公募市民等を構成メンバーとした「B市児童福祉懇話会」を設置した。					特に無し		不明			

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		A市			B市				C市					
施設名		施設 1	施設 2	施設 3	施設 4	施設 5	施設 6	施設 7	施設 8	施設 9	施設 10	施設 11	施設 12	施設 13
移行までのプロセス	民営化について、市の方針決定から、民営化開始までのプロセスを教えてください。（保護者周知の時期、事業者の決定、移行準備期間など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.4 整備計画の策定 ・ R3.7 運営法人の選定 ・ R4.4 引継ぎ、協働保育の実施 ・ R5.4 民間移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2.4 整備計画の策定 ・ R3.7 運営法人の選定 ・ R4.4 引継ぎ、協働保育の実施 ・ R5.4 民間移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3.10 実施計画の策定 ・ R4.7 運営法人の選定 ・ R5.4 引継ぎ、協働保育の実施 ・ R6.4 民間移管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営化決定の発表 ・ 民営化手法の決定（保護者の意見をもとに保育課が決定） ・ 法人の決定（保護者の意見をもとに保育課が決定） ・ （お子さん一人ひとりについての）引継ぎ保育のための個人ヒヤリング ・ 引継ぎ保育の開始 ・ 民営化の実施 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針及び事業者の決定（民営化前と同事業者） ・ 保護者説明 ・ 建築工事開始 ・ 新園舎完成、保護者説明 ・ 新園舎に移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針及び事業者の決定（民営化前と同事業者） ・ 地元説明会 ・ 保護者説明 ・ 建築工事 ・ 新園舎完成、保護者説明 ・ 新園舎に移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の方針及び事業者の決定（民営化前と同事業者） ・ 保護者説明 ・ 地元説明会 ・ 建築工事開始 ・ 新園舎完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H20年度 保護者説明会、保護者アンケート調査、指定管理者選定委員会 ・ H21年度 引継ぎ ・ H22.4 開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度 保護者説明会、指定管理者選定委員会 ・ H23年度 引継ぎ ・ H24.4 開始 	
	民営化に当たって、利用する保護者への説明はどのように行いましたか。また、転園を希望する者への優先的な配慮などの措置は行いましたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者決定から民営化開始までの間に、2・3か月に1回程度、保護者・事業者・市による三者協議会を開催した。 ・ 転園希望者への優先転所を実施した。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 年4～5回ほどの保護者説明会や保護者代表を含めた民営化調整委員会での意見交換など。 ・ 転園希望者への対応については、民営化当時の記録が残っていないため不明。 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者向けの説明会を実施。 ・ 新園舎移転前に再度実施 ・ 転園希望者への優先配慮は無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍のため、説明用DVDを保護者へ配布。コロナが落ち着いた頃に園で説明会実施。 ・ 転園希望者の優先配慮は無し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度の概要及び指定管理導入によるメリット、変更点等を説明。 ・ 転園希望者への優先配慮は無し。 			
効果・課題	民営化により貴自治体の子育て施策に良い効果をもたらした点を教えてください。	民営化により削減された財源を活用し、保育の質向上に資する取り組みの強化に繋がっている。			<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政面において経費削減ができ、他の子育て施策に財源を配分することができた。 ・ 老朽化した保育施設が民営化後に建替えられた。 				運営費に関する市の負担額（指定管理では全額市が負担）が軽減できる。					民間事業者のノウハウを導入することにより、より効果的で多様なサービスの提供が可能となるなどの市民サービスの向上や財政負担の軽減があった。
	民営化により新たに生じた課題があれば教えてください。	特にありません。	民営化する際、保育士の退職等により、保育園運営が不安定になり、保護者にも不安を与えた。	特にありません。	特になし。				特に無し					<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、交付税措置は有るものの、指定管理を含む公立保育所の運営費は全額市負担となり、市の財政負担が増となった。 ・ また、施設の老朽化も進んでおり、運営費や、建替え等整備費に国費・県費を活用できる公私連携の導入等を検討する必要がある。

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		C市				D市		E市		F市	G市	H市			
施設名		施設14	施設15	施設16	施設17	施設18	施設19	施設20	施設21	施設22	施設23	施設24	施設25		
施設の状況等	民営化した園の定員	民営化前	150	120	150	90	幼稚園190 保育所150	幼稚園70 保育所210(2園)	90	100	130	90	150	90	
		民営化後	150	130	150	90	176 (内1号60)	200 (内1号60)	100	80	208 (内1号72)	130	150	110	
	民営化した園において実施している、保育以外の機能	民営化前			休日保育				子育て支援拠点			延長保育 一時保育 病後児保育			
		民営化後			休日保育		一時預かり 子育て支援拠点 病児保育(体調不良児対応型)	一時預かり 子育て支援拠点 病児保育(体調不良児対応型)	子育て支援拠点 一時預かり	一時預かり	一時預かり 子育て支援拠点 ※市立幼稚園1園と統合し、幼保連携型認定こども園として民営化	延長保育 一時保育 病後児保育	一時預かり	一時預かり	
	民営化後の土地、建物の所有者	土地	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	その他	自治体	自治体	自治体	自治体	
		建物	自治体	自治体	自治体	自治体	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	
民営化の方法		指定管理	指定管理	指定管理	指定管理	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	指定管理(15年) ⇒民間移管	民間移管	民間移管		
民営化の方法について、その方法を採用した理由を教えてください。		民間事業者のノウハウを導入することにより、より効果的で多様なサービスの提供が可能となるなどの市民サービスの向上や人件費等の削減が見込まれたため。				公募型プロポーザル方式により事業者を選定。価格だけでなく、企画内容等を含めて選定するため。		委託や指定管理では、定期的に運営事業者が変更になる。また、運営費について国県の費用負担が得られない。		施設老朽化に伴う改修の必要があり、国県の補助金を活用できる民間移行とした。		多様な保育ニーズに対応し充実した保育サービスを提供するため。また、将来的な施設更新の経費を節減するため完全民営化(民間移管)した。		民間活力を導入することで、民間ならではの特徴のある保育が実施可能になるとともに、多様な保育ニーズへの対応及び施設老朽化へ対応するため。	
民営化の検討に当たり、どのような市民参加の手法を用いたか教えてください。						整備計画の策定にあたって、パブリックコメントを実施。認定こども園の対象となる施設の保護者代表、運営事業者、市の三者協議会を設置。		学識経験者や保護者等からなる検討委員会において、公立保育園の在り方に関する方針を決定。E市子育て支援推進委員会の答申を経て、民営化を決定。		民営化の方針策定に当たって子ども・子育て会議で審議を行い、策定後には施設全園及び市民向けの説明会を実施した。		指定管理による委託前に保護者説明会や保護者アンケートを実施し、意見を聴取した。		ガイドライン策定に、該当施設の保護者代表に参加していただく。法人選定時は保護者へ説明会(公開プレゼンテーション)を実施。	

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		C市				D市		E市		F市	G市	H市	
施設名		施設14	施設15	施設16	施設17	施設18	施設19	施設20	施設21	施設22	施設23	施設24	施設25
移行までのプロセス	民営化について、市の方針決定から、民営化開始までのプロセスを教えてください。（保護者周知の時期、事業者の決定、移行準備期間など）	・H15年度 民間に業務委託を行っていた本施設の指定管理制度導入を決定 ・H18年度 指定管理に移行（保護者への周知時期等は不明）	・H23年度 保護者説明会、指定管理者選定委員会 ・H24年度 引継ぎ ・H25.4 開始	・H18年度 保護者説明会、保護者アンケート調査、指定管理者選定 ・H19.1～3 引継ぎ ・H19.4 開始	・H24年度 保護者説明会、指定管理者選定委員会 ・H25年度 引継ぎ ・H26.4 開始	・整備計画策定 ・保護者周知 ・運営事業者選定 ・保護者説明会 ・三者協議会 ・認定こども園開園	・整備計画策定 ・保護者周知 ・運営事業者選定 ・保護者説明会 ・三者協議会 ・認定こども園開園	・方針決定 ・保護者説明 ・民営化ガイドラインの策定 ・事業者募集・選定 ・開設		R3.4 事業者選定会議設置 R3.6 保護者説明会 R3.10 事業者決定 R4.5 三者協議会発足 R4.7 周辺住民説明会 R5.4-R6.3 引継ぎ保育 R6.4 開園	・指定管理導入決定 ・保護者説明会 ・保護者アンケート ・指定管理者選定 ・指定管理委託開始 ・保護者アンケート ・民間移管	①私立化ガイドラインの策定 ②保護者説明会 ③法人募集・決定 ④三者協議会・保護者説明会 ⑤共同保育（市立保育所に法人職員が参加） ⑥業務委託（法人が運営する保育所に市職員数名を配置）を経て完全民間移管	
	民営化に当たって、利用する保護者への説明はどのように行いましたか。また、転園を希望する者への優先的な配慮などの措置は行いましたか。	・保護者に対して、指定管理者制度の説明及び、指定管理導入によるメリット、変更点等を説明。 ・転園希望者への優先配慮は無し。					・保護者への説明会を随時開催し、開園までのスケジュール等を説明。 ・保護者へ意向調査を実施し、他施設へ転園希望する場合は、利用調整の際に加点を行った。		・保護者説明会実施 ・転園を希望する者へは、加点を行なった		・R4年度入園募集から、入園希望者に民営化の案内を開始。 ・保護者説明会実施。 ・転園希望者には、利用調整時の加算を実施。	・指定管理導入前と民間移管前に保護者説明会を実施した。 ・転園希望者がいなかったため、優先措置等は未実施。	・整備・運営内容については、適宜、法人・保護者代表・市による三者協議会、保護者説明会を行った。 ・転園希望者は、私立化実施年度に限り、転園に配慮した。
効果・課題	民営化により貴自治体の子育て施策に良い効果をもたらした点を教えてください。	民間事業者のノウハウを導入することにより、より効果的で多様なサービスの提供が可能となるなどの市民サービスの向上や財政負担の軽減があった。					・子育て支援事業（地域子育て支援拠点等）の充実 ・低年齢児の受入れ拡大		財政的負担が軽減された。		・19時までの土曜保育の実施（市内他施設は16時まで） ・一時預かりや子育て支援拠点の実施 ・閉園した職員の再配置により他園の職員数が増加した。	英語教育や運動教育といった独自の保育サービスの提供につながった。	・定員の増加に伴う待機児童の緩和。 ・特色ある保育の実施。 ・財源確保
	民営化により新たに生じた課題があれば教えてください。	・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、交付税措置は有るものの、指定管理を含む公立保育所の運営費は全額市負担となり、市の財政負担が増となった。 ・また、施設の老朽化も進んでおり、運営費や、建替え等整備費に国費・県費を活用できる公私連携の導入等を検討する必要がある。					・保育方針の違い ・指導・監督の難しさ ・公立施設を現状有姿で無償譲与しており老朽化による修繕が必要				公私連携型のため、協定期間は市が一定の関与をしていく。市と法人で定期的に連絡調整会議を持ち、安定的運営を図る。	特になし。	なし

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		H市				I市		J市				
施設名		施設26	施設27	施設28	施設29	施設30	施設31	施設32	施設33	施設34	施設35	
施設の状況等	民営化した園の定員	民営化前	145	90	57	126	70	90	90	90	60	100
		民営化後	138	177	162	147	120	120	120	90	120	90
	民営化した園において実施している、保育以外の機能	民営化前						子育て支援拠点 学童クラブ				
		民営化後					一時預かり	一時預かり				
	民営化後の土地、建物の所有者	土地	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体
		建物	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
民営化の方法		民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	
民営化の方法	民営化の方法について、その方法を採用した理由を教えてください。	民間活力を導入することで、民間ならではの特徴のある保育が実施可能になるとともに、多様な保育ニーズへの対応及び施設老朽化へ対応するため。				老朽化及び耐震性の問題から、建替えが必要になり、財政面や立地面等を考慮し、国の補助金を活用し民設民営を採用した。		民間委託、指定管理、公共施設の統合等の手法について検討した結果、下記の利点があることから民間移管に決定した。 ・民間の柔軟性や活力が最大限発揮できる。 ・将来的な大規模改修、建替えのコストが削減できる。 ・国・県の負担金や補助金等歳入面での優位性。 ・運営の責任が明確化できる。				
	民営化の検討に当たり、どのような市民参加の手法を用いたか教えてください。	ガイドライン策定に、該当施設の保護者代表に参加していただく。法人選定時は保護者へ説明会（公開プレゼンテーション）を実施。				福祉施策審議会の答申		受託法人選考委員会（9名中市民4名）を設置し、移管する園の選定、移管条件の策定及び応募法人のヒアリングを実施。		・受託法人選考委員会に市民委員を選出。 ・受託法人決定後に、市、受託法人及び保護者による協議体を設置。		

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		H市				I市		J市				
施設名		施設26	施設27	施設28	施設29	施設30	施設31	施設32	施設33	施設34	施設35	
移行までのプロセス	民営化について、市の方針決定から、民営化開始までのプロセスを教えてください。（保護者周知の時期、事業者の決定、移行準備期間など）	①私立化ガイドラインの策定 ②保護者説明会 ③法人募集・決定 ④三者協議会・保護者説明会 ⑤共同保育（市立保育所に法人職員が参加） ⑥私立化開始、引継ぎ保育				資料の保存年限が過ぎているので、詳しいプロセスは不明。		・市の行財政改革推進本部より民営化方針が示される。 ・子育て支援対策検討委員会設置 ・同委員会が提言書を提出 ・受諾法人選考委員会設置 ・保護者及び職員への説明会 ・受諾法人の決定 ・民間保育園として開園		4月 保護者説明会を実施 5・6月 公募を実施 8月 事業者を決定 1月 合同保育開始 翌4月 移行完了		
	民営化に当たって、利用する保護者への説明はどのように行いましたか。また、転園を希望する者への優先的な配慮などの措置は行いましたか。	・整備・運営内容については、適宜、法人・保護者代表・市による三者協議会、保護者説明会を行った。 ・転園希望者は、私立化実施年度に限り、転園に配慮した。				・保護者説明会を実施。		・市長対話 2回 100名規模 ・担当課と保護者との話し合い 7回 ・職員組合との話し合い 5回 ・保護者への説明会 2回 ・転園希望者への配慮については不明。		・適宜、保護者説明会を開催した。 ・転園希望については、最大限配慮するものとして、対応している。		
効果・課題	民営化により貴自治体の子育て施策に良い効果をもたらした点を教えてください。	・定員の増加に伴う待機児童の緩和。 ・特色ある保育の実施。 ・財源確保				・老朽化施設の建替えによる園児の安全確保。 ・定員増による待機児童対策に繋がった。		・多様化する保育ニーズに対応する事業拡大ができた。 ・低年齢児保育の定員枠の拡大 ・地域子育て支援センターの増設 ・障害児保育の拡充		・支出の減少に伴う財政効果 ・民営化に伴う正規職員保育士の再配置により、拠点となる公立保育園で地域子育て支援事業を実施可能となった。		
	民営化により新たに生じた課題があれば教えてください。	なし				特になし		市単独補助の実施などから、短期的にはコストアップになった。				

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		K市			L市	M町		N市	O市			
施設名		施設36	施設37	施設38	施設39	施設40	施設41	施設42	施設43	施設44	施設45	
施設の状況等	民営化した園の定員	70	90	150	200	120	60	幼稚園180 保育園100	120	45	230	
		民営化後	90	120	120	200	170	80	294	120	45	230
	民営化した園において実施している、保育以外の機能	民営化前					産休明け保育 障害児保育 一時預かり 延長保育	産休明け保育 障害児保育 一時預かり 延長保育	幼稚園は、幼稚園型預かり保育 保育園は、短時間児の延長保育	地域子育て支援拠点		一時預かり・子育て支援拠点
		民営化後	一時預かり 子育て支援拠点	一時預かり 子育て支援拠点	一時預かり	子育て支援拠点 放課後児童クラブ	産休明け保育 障害児保育 一時預かり 延長保育 子育て支援拠点	産休明け保育 障害児保育 一時預かり 延長保育 子育て支援拠点	一時預かり事業 体調不良時対応型病児保育 延長保育事業	地域子育て支援拠点		一時預かり・子育て支援拠点
	民営化後の土地、建物の所有者	土地	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体	自治体
		建物	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	その他	事業者	事業者	事業者
民営化の方法		民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	民間移管	
民営化の方法	民営化の方法について、その方法を採用した理由を教えてください。	多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応でき、特色ある保育を行う事業者を選定するため。主な事業者募集の要件は次のとおり。 ・2年以上の保育施設運営実績がある法人等 ・定員80人以上、3歳児の受入れが多くなるように配慮 ・事業や行事の継続実施 ・移管前及び移管後に運営事業者は引継ぎ保育を行う。	多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応でき、特色ある保育を行う事業者を選定するため。主な事業者募集の要件は次のとおり。 ・2年以上の認可保育園運営実績がある法人 ・定員は120人以上、3歳未満児の受入れが多くなるよう配慮 ・保護者負担費用は民営化前の金額を超えないようにする ・引継ぎ保育及び共同保育を実施すること	責任の範囲が明瞭であること、また、私立保育園が実施している保育内容の柔軟性や活力を発揮できるため。	民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応出来るようにするため、設置主体、運営主体ともに民間に移行する「民設民営」方式とした。	当初は公立幼稚園と公立保育園をこども園化しようとする計画だったが、公私連携幼保連携型認定こども園の制度を活用した事例等が近隣にあることが判明したため。	多様化する保育ニーズへの迅速かつ柔軟な対応や、文化・スポーツなどを取り入れた特色ある活動を展開できることが大きな強み。加えて、公立保育所は対象にならない運営費に係る国・県交付金の交付対象となり、運営に係る財源確保が図れる。また、施設の大規模修繕等についても、国の補助金制度が活用できる。 指定管理の場合、施設の大規模修繕等が全額市の負担となり、運営費も一般財源化されているなど財政的なメリットはない。また、子どもや保護者のニーズに応えるための保育内容等の変更などについて、設置者と運営主体が異なるため、協議が必要となりスピード感が損なわれる。					
	民営化の検討に当たり、どのような市民参加の手法を用いたか教えてください。	民営化整備について定めた「K市保育環境整備に関する基本方針」にてパブリックコメントを実施。	「民間移管検討委員会」へ市民代表及び保護者代表が委員として参画	民営化協議の為に、子ども・子育て支援対策事業検討委員会を設置して、委員に町内の保育関係者や保護者・一般公募の方に参加して頂いた。	市民参加の手法は用いていない。	特になし。						

県内自治体の公立保育所の民営化に関する状況調査 結果報告【取りまとめ一覧】

自治体名		K市			L市	M町		N市	O市		
施設名		施設36	施設37	施設38	施設39	施設40	施設41	施設42	施設43	施設44	施設45
移行までのプロセス	民営化について、市の方針決定から、民営化開始までのプロセスを教えてください。（保護者周知の時期、事業者の決定、移行準備期間など）	H28年度 整備計画の策定、事業者の決定 H29年度 新園舎の設計・建設工事 H30.4 開園	R2年度 整備計画策定 R3年度 事業者決定 R4年度 新園舎建築工事 R5.4 開園	R2年度 整備計画策定 R3年度 事業者決定 R4年度 新園舎建築工事 R5.4 開園	H14 方針決定 H15 検討委員会設置 H16 保護者説明会、民間移管受託法人選考委員会設置 H17 事業者決定 H18.4 開園	H27 事業者の選定・決定 H28.4、7、9 住民説明会 H28.10 開園説明会 H29.4 開園	H27 事業者決定、住民説明会 H27.10、11 三者協議 H28 三者会議 H28.4 開園	R4.11 議会、職員、保護者等へ方針説明を実施 R5.3 実施法人候補の選定 R5.6 協定締結、無償貸与議決、保護者・市民に説明会実施 R7.4 開園予定	R1.9 運営法人募集 R1.10 プロポーザルを実施 R1.11 協定締結 R2年度 民間の運営開始 なお、指定管理事業者がそのまま運営法人となったため、移行準備期間は無い。	R3.5 議会へ報告、保護者説明会実施 R3.6 運営法人募集 R3.9 協定締結 R4年度 民間の運営開始 R3.11から合同保育、民営化後も1年間、引継のため、市の保育士を配置した。	
	民営化に当たって、利用する保護者への説明はどのように行いましたか。また、転園を希望する者への優先的な配慮などの措置は行いましたか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者決定後、保護者説明会及び三者協議会を開催した。 転園希望者には可能な限り希望にそえるよう調整を行った。 			住民・保護者説明会を開催。	民営化対象の保護者の不安解消を図るため、複数回の保護者説明会を実施。転所を希望する方に対しては、転所の決定に配慮した。	R5.9から幼稚園・保育園の保護者、法人、市の3者協議会を開催し、話し合いを行い、3者協議会だよりとして保護者全員に配布し、ホームページでも公開している。	説明会を実施予定であったが、コロナ禍であったため、民営化直前に書面で説明した。	令和3年度に保護者説明会を3回実施した。		
効果・課題	民営化により貴自治体の子育て施策に良い効果をもたらした点を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育の時間拡大 施設定員の増加 一時預かり保育の受け入れ 特色のある保育の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 預かり可能となる年齢の引き下げ 一時預かり保育の実施 特色のある保育の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育や休日保育等の実施により、共働き世帯等へのニーズに応えることができた。 放課後児童クラブの充足につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公立時にはなかった自然に配慮した保育施設を開設した為、都会から自然を求めた転入者が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内に幼稚園がなかったが、民営化に伴いこども園になったことで、保護者が保育部と幼稚園部を選択することが可能となった。 	令和7年4月開園予定のため効果は未定。（365日開園、開園時間5:30~21:30、一時預かり事業、延長保育事業、体調不良時対応型居児保育事業に対応予定）	<ul style="list-style-type: none"> ①最新の保育を適宜取り入れ、子どものより良い成長に寄与している。 ②財政効果により子育て施策を展開できる。（児童クラブの待機児童対策等） ③安定的な資力により、充実した保育サービスが提供されている。（古くなった備品の購入等） 			
	民営化により新たに生じた課題があれば教えてください。	民営化前と比べて延長保育料及び主食代が高くなり、保護者の実費負担が大きくなった。対応策として市が補助を実施し保護者の実費負担の軽減を行った。			経営方針等の転換による事業撤退のリスクがあるため、契約時に入念な協議を要する。	民営化当初は保護者の中に嫌悪感があった。	子どもの人数の減少に伴い、今後定員の人数を再考する必要がある。	令和7年4月開園予定のため課題は未定。	保護者の声が市に届きにくくなったため、定期的な情報共有や意見交換会が必要である。	築5年の施設を無償譲渡したことで、市の財産の損失について、議会において追及されることとなった。また、民営化方針決定から民営化までの準備期間が短かったため、保護者にも動揺が広がった。	